



個人情報保護専門監査人部会活動報告

新「個人情報保護法」と システム監査

マネージメントサービス株式会社
内桶 孝雄

2015年6月5日

|

個人情報保護専門監査人部会

- 定例会

- 稲垣 隆一(弁護士)
- 黒澤 兵夫(TAKE国際技術士研究所)
- 内桶 孝雄(マネージメントサービス株式会社)
- 桃澤 正和(富士通株式会社)

- 活動

- おおむね2ヶ月に1回のタイミングで、稲垣隆一法律事務所において定例会を開催

新「個人情報保護法」の趣旨

- 目的
 - 個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること
- つまみ
 - 大量の個人情報からマーケティングに有用な「特定の個人を識別できない情報」を抽出し、経済の活性化に役立てる

新たな概念

- 匿名加工情報
 - 特定の個人を識別することができない個人に関する情報
 - 本人の同意なく第三者提供が可能
- 個人識別符号
 - 新たな個人情報として定義
- 要配慮個人情報
 - 原則として本人の同意なく取得することができない

匿名加工情報（定義）

- 当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報
 - 第一項第一号に該当する個人情報
 - 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること
 - 第一項第二号に該当する個人情報
 - 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること

匿名加工情報（具体例）

- 購買履歴
- 位置（移動）情報
- 駅の利用情報
- その他「ビッグデータ」

個人識別符号（定義）

- 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
- 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号

個人識別符号（具体例）

- 指紋情報
- 顔認識情報

- クレジットカード番号
- 電話番号
- 口座番号
- 社員番号

要配慮個人情報（定義）

- 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの

要配慮個人情報（定義）

- カルテ
- レセプト
- 本籍地
- 信仰、宗教

システム監査上のポイント

- **匿名加工情報**
 - 個人情報保護委員会規則で定める基準
 - 十分な匿名化
- **個人情報の第三者提供**
 - 授受の際の記録
- **内部不正**
 - 内部不正防止に向けての取組み

匿名加工情報

	要求仕様	設計	開発	テスト	運用
個人情報保護委員会規則で定める基準	○	○	○		
特定の個人を識別できない				○	
安全管理措置					○
第三者提供					○
利用(復元禁止など)					○

個人情報の取扱い

	要求仕様	設計	開発	テスト	運用
提供される個人情報の授受の際の記録	○	○	○	○	○
個人識別符号、要配慮個人情報	○	○	○	○	○

内部不正

	要求仕様	設計	開発	テスト	運用
組織における内部不正防止ガイドライン					○

今後に向けての検討課題

- 「個人情報保護委員会規則で定める基準」が不明
 - 「個人識別符号」の定義が未確定
 - 個人情報取扱事業所の増加
 - 匿名加工情報取扱事業者の新設
-
- 個人情報等の取扱いにおけるシステム監査の機会の増大を目指す